

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和光志木線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>和光市新倉一丁目四二八四番一 地先から同市新倉一丁目四二八 四番一地先まで</p>		区 間
<p>一二・八〇〇 一二・九六</p>	<p>八・六八〇 八・八二〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二二・七四</p>		延長 (メートル)
		備 考